

～用語解説～

ホームヘルプ

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、食事、洗濯などの日常生活のお世話をします。

デイサービス

在宅の障害のある人がデイサービスセンターなどに通って、文化的活動や機能訓練などを行います。

ショートステイ

障害のある人を介護している人が疾病、事故、出産、冠婚葬祭や旅行などの理由で介護が困難になった場合に一時的に施設で介護を受けることができます。

グループホーム

障害のある人が、地域のなかで自立した生活を送るために、一般住宅で共同生活をします。食事、健康管理などの日常生活に関する世話人が配置されています。

更生施設（こうせいしせつ）

障害のある人が入所して、社会的自立のために必要な生活指導を受け、作業訓練を行うための施設です。

授産施設（じゅさんしせつ）

企業などに雇用されることの難しい障害者のある人が入所したり自宅から通って生活に必要な生活指導を受け、就業に必要な作業訓練を行うための施設です。

通勤寮（つうきんりょう）

就労している障害者が、通勤しながら一定期間入所して対人関係の調整、余暇の活用、健康管理の独立・自立に必要な訓練を行うための施設です。

療護施設（りょうごしせつ）

常に介護が必要な重度の障害のある人が入所し、日常生活の介助や治療を受け、機能訓練をするための施設です。

支援費の種類とサービス

対象区分	支援費の種類	福祉サービスの種類
身体に障害のある人	きょたくせいかつしえんひ 居宅生活支援費	ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ
	しせつくんれんどうしえんひ 施設訓練等支援費	更生施設（入所・通所）療護施設、授産施設（入所・通所）
知的障害のある人	きょたくせいかつしえんひ 居宅生活支援費	ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、グループホーム
	しせつくんれんどうしえんひ 施設訓練等支援費	更生施設（入所・通所）授産施設（入所・通所）通勤寮
障害のあるお子さん	きょたくせいかつしえんひ 居宅生活支援費	ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ

小規模通所授産施設の利用、障害のある児童の施設措置等は対象となりません。

支援費の支払い

支援費の支払いは、本来市利用者 事業者・施設の順で流れていきますが、利用者の利便を図るとともに手続きを簡素化するため、事業者や施設が利用者に代わって市から直接支援費を受け取る「代理受領」という方法を用います。



説明会を開催します

第一回
とき 9月25日（水）午後2時～4時
ところ さわやか会館

第二回
とき 9月29日（日）午後2時～4時
ところ さざんか会館

なお、出前説明会も行っています。
問い合わせ先 福祉課（3181） 20

す。制度開始までにあらかじめ支援費の申請をされた人については、平成十五年三月に一斉に送付します。
市が決定した支給内容に不満がある場合には、市に対して異議申立を行うことができます。

「受給者証」はサービスを利用するときに必要です。大切に保管しておいてください。

事業者や施設との契約

サービスの利用を希望する人は、自分に最も適した事業者や施設と直接契約をします。手続きの際は、「受給者証」が必要です。

サービスの利用

平成十五年四月から、契約内容に応じたサービスを利用することができます。
利用者は、利用したサービスに応じて「受給者証」に記載された負担金の額を事業者や施設に支払います。